

資料 2

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則(平成13年6月生駒市規則第17号)新旧対照表

現行		改正案	
(減免の対象範囲及び額) 第2条 条例第5条第1項第1号に規定する場合の保育料の減免の対象範囲及び額は、次のとおりとする。		(減免の対象範囲及び額) 第2条 条例第5条第1項第1号に規定する場合の保育料の減免の対象範囲及び額は、次のとおりとする。	
対象範囲	減免の額	対象範囲	減免の額
(1) 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表のB階層からC ₃ 階層までに該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第2子である園児(第4号に該当する園児を除く。)	保育料の額に0.5を乗じて得た額	(1) 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表第1のB階層又はC ₁ 階層に該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第2子である園児(第5号に該当する園児を除く。)	保育料の額の全額
(2) 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表のB階層からC ₃ 階層までに該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第3子以降の園児(第4号に該当する園児を除く。)	保育料の額の全額	(2) 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表第1のC ₂ 階層又はC ₃ 階層に該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第2子である園児(第5号に該当する園児を除く。)	保育料の額に0.5を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等が2人以上いる要保護者等世帯(生駒市立保育所条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)別表備考第8項に規定する要保護者等世帯をいう。以下同じ。)で、かつ、条例別表のC ₂ 階層又はC ₃ 階層に該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの1子である園児	保育料の額に0.5を乗じて得た額	(3) 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表第1のB階層からC ₃ 階層までに該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第3子以降の園児(第5号に該当する園児を除く。)	保育料の額の全額
(4) 特定被監護者等が2人以上いる要	保育料の額の全額	(4) 特定被監護者等が2人以上いる要保護者等世帯(条例別表第2備考第9項各号に掲げる世帯をいう。以下同じ。)で、かつ、条例別表第1のC ₂ 階層又はC ₃ 階層に該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第1子である園児	保育料の額から3,000円を控除して得た額
(4) 特定被監護者等が2人以上いる要	保育料の額の全額	(5) 特定被監護者等が2人以上いる要	保育料の額の全額

資料 2

<p>保護者等世帯で、かつ、<u>条例別表</u>のB階層からC₃階層までに該当する世帯において、B階層又はC₁階層に該当する世帯にあつては当該特定被監護者等のうちの第1子以降の園児、C₂階層又はC₃階層に該当する世帯あつては当該特定被監護者等のうちの第2子以降の園児</p>		<p>保護者等世帯で、かつ、<u>条例別表第1</u>のB階層からC₃階層までに該当する世帯において、B階層又はC₁階層に該当する世帯にあつては当該特定被監護者等のうちの第1子以降の園児、C₂階層又はC₃階層に該当する世帯あつては当該特定被監護者等のうちの第2子以降の園児</p>	
<p>(5) 特定被監護者等のうち3歳から小学校3年までの者が2人以上いる世帯で、かつ、<u>条例別表</u>のC₄階層からC₉階層に該当する世帯において、当該3歳から小学校3年までの者のうちの第2子である園児</p>	<p>保育料の額に0.5を乗じて得た額</p>	<p>(6) 特定被監護者等のうち3歳から小学校3年までの者が2人以上いる世帯で、かつ、<u>条例別表第1</u>のC₄階層からC₉階層に該当する世帯において、当該3歳から小学校3年までの者のうちの第2子である園児</p>	<p>保育料の額に0.5を乗じて得た額</p>
<p>(6) 特定被監護者等のうち3歳から小学校3年までの者が2人以上いる世帯で、かつ、<u>条例別表</u>のC₄階層からC₉階層に該当する世帯において、当該3歳から小学校3年までの者のうちの第3子以降の園児</p>	<p>保育料の額の全額</p>	<p>(7) 特定被監護者等のうち3歳から小学校3年までの者が2人以上いる世帯で、かつ、<u>条例別表第1</u>のC₄階層からC₉階層に該当する世帯において、当該3歳から小学校3年までの者のうちの第3子以降の園児</p>	<p>保育料の額の全額</p>
<p>2 <u>条例第5条第1項第2号</u>に規定する場合の保育料の減免の対象範囲及び額は、その都度市長が定める。</p>		<p>2 <u>条例第5条第1項第2号</u>に規定する場合の保育料の減免の対象範囲及び額は、その都度市長が定める。</p>	